

# 申告 確定

## 確定申告の準備はお済みですか？

申告にはマイナンバーが毎年必要です

今年も確定申告の時期が近付いてきました。村では申告の期間中（2月16日から3月15日）に限り、村職員による申告相談および申告書の仮收受を実施します。

この申告は、平成29年分の所得税を確定させることと、平成30年度の住民税や国保税などの算定基礎となるものです。会場の混雑回避のため、収支内訳書、医療費控除の明細書等は、ご自分で記載のうえ、持参願います。

### 申告が必要な方について

(チェックリスト)

営業、農業所得がある
大工、左官業などの給与所得以外の所得がある
給与所得者で年末調整をしていない
田んぼを貸していて、小作料やお米の受け取りがある
地代収入、家賃収入、配当収入などがある
公的年金の他に所得がある
保険金の満期受け取りや個人年金などの受け取りがある
給与所得以外に他の所得がある
還付申告（医療費控除、住宅借入金等控除、保険料控除など）をしたい
国民健康保険に加入している

※年末調整済みの給与所得者や公的年金収入のみの方で、他に所得がなかった方は、申告の必要はありません。

### 次の申告のご相談は、村上税務署へお願いします

- 土地や建物、株式、ゴルフ会員権などの資産の売却や交換
- 損失、繰越損失 ■消費税、贈与税の申告
- 青色申告 ■住宅借入金等特別控除の申告（初年度）
- 外国人の申告 ■平成28年分以前の申告

### 所得税の確定申告書はお早めに提出ください

期限間近になりますと、税務署は大変混雑し、長時間お待ちいただくことが予想されます。申告書はご自分で作成して、できるだけお早めに提出してください。

### ●申告書を作成するときは

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額等を入力すれば、所得税や消費税の申告書、青色申告決算書などを作成できます。作成したデータは印刷した書面で提出できるほか、簡単な操作で「e-Tax（国税電子申告・納税システム）」を利用して提出することもできます。

村上税務署の申告相談会場  
お知らせ

### 会場開設期間

平成30年2月16日（金）  
平成30年3月15日（木）

※土・日除く

### 受付時間

9時～17時

### 会場

村上税務署1階会議室  
（村上市三之町11-1）

### その他

還付申告の方は、平成30年2月15日（木）以前でも申告書を提出することができます。

### 問い合わせ

村上税務署  
53-3141

（自動音声案内）

### e-Taxで確定申告

次のようなメリットがあります！

▽待ち時間なく、自宅などから直接申告できます。

▽源泉徴収票等、支払調書等の添付書類の提出が省略できます。

▽本人確認書類の提示または写しの提出が不要

▽還付までの期間が短縮

e-Taxに関する詳細はこちらを参照ください。

国税庁ホームページ  
<https://www.nta.go.jp/>

セルフメディケーション  
税制が新設されました

スイッチOTC薬の年間購入費が1万2千円を超える場合に控除が受けられる制度です。控除を受けるには、健康診査や予防接種など健康保持増進および病気予防などの一定の取り組みをしている必要があります。

▽購入額1万2千円控除額（上限8万8千円）

▽通常の医療費控除との併用はできません。

医療費控除は領収書の代わりに明細書が必要となりました

医療費控除およびセルフメディケーション税制の申告の際は、領収書の代わりに「医療費控除の明細書」「セルフメディケーション税制の明細書」の添付が必要となりました。

なお、各明細書のひな形は国税庁ホームページまたは村上税務署、役場税務会計課にあります。

※経過措置により、平成31年分までの確定申告については、領収書の添付または提示によることもできます。

# 確定申告作成相談日程

会場 役場3階大会議室

月	日	受付時間	対象集落など	月	日	受付時間	対象集落など
2月	14日(水)	9:00~11:30	事前申告受け付けます	3月	1日(水)	9:00~11:30	高瀬・湯沢
	15日(木)	13:00~16:00				13:00~16:00	沢・滝原
	16日(金)	9:00~11:30	大内淵・片貝・八ツ口		2日(金)	9:00~11:30	高田(1~4班)
		13:00~16:00	下川口・荒川台・聞出			13:00~16:00	高田(5~6班)・平内新
	19日(月)	9:00~11:30	金保・小和田		5日(月)	9:00~11:30	上関(六本杉)・内須川
		13:00~16:00	蔵田島・大石			13:00~16:00	上関(六本杉を除く)
	20日(火)	9:00~11:30	安角・金丸		6日(火)	9:00~11:30	指定日に都合のつかない方
		13:00~16:00	久保・鮎谷・上川口			13:00~16:00	※混雑が予想されます
	21日(水)	9:00~11:30	沼・若山・蕨野		7日(水)	9:00~11:30	打上・南赤谷
		13:00~16:00	上野新・上新保・蛇喰			13:00~16:00	辰田新・勝蔵
	22日(木)	9:00~11:30	上野原・中東・朴坂		8日(木)	9:00~11:30	下関(1~6組)
		13:00~16:00	上野・田麦千刈・南中			13:00~16:00	下関(7~12組)
	23日(金)	9:00~11:30	深沢・宮前		9日(金)	9:00~11:30	下関(13~18組)
		13:00~16:00	鉾江沢・下土沢			13:00~16:00	下関(19~25組)
26日(月)	9:00~11:30	大島(センターより上通り)	12日(月)	9:00~11:30	下関(26~31組)		
	13:00~16:00	大島(センターより下通り)		13:00~16:00	下関(32組~)		
27日(火)	9:00~11:30	幾地・上土沢(橋場)	13日(火)	9:00~11:30	指定日に都合のつかない方		
	13:00~16:00	山本・上土沢(橋場を除く)		13:00~16:00		※混雑が予想されます	
28日(水)	9:00~11:30	小見前新田・松ヶ丘・桂	14日(水)	9:00~11:30	指定日に都合のつかない方		
	13:00~16:00	松平・上野山・小見		13:00~16:00		※混雑が予想されます	
				15日(木)	9:00~11:30		
					13:00~16:00		

● 対象集落の指定日に都合のつかない方は、他の日でも受け付けますので、なるべく期間前半にお越しください。

## 申告に持ってくるもの

- ① 確定(住民税) 申告書または確定申告のお知らせ(ハガキ)
- ② 給与、公的年金の源泉徴収票
- ③ 農業所得のある方は「農業収支内訳書」
- ④ 土地や建物を譲渡した方は、譲渡価格が分かる契約書など：村上税務署で申告してください
- ⑤ 還付用または納税用の預金口座通帳(本人名義に限る)
- ⑥ 印鑑(新たに口座振替で納付するときは金融機関届出印が必要)
- ⑦ 各種控除に必要な証明など
- ⑧ 国民年金保険料の控除証明書
- ⑨ 生命保険料や地震保険料控除(旧長期損害保険料も対象)の証明書
- ⑩ 平成29年中に支払った医療費などの「医療費控除の明細書」または「セルフメディケーション税制の明細書」(H31分までは領収書の添付または提示でも可)
- ⑪ 住宅借入金等特別控除
- ⑫ 初年度：村上税務署で申告してください
- ⑬ 2年目以降：村上税務署から送付された用紙、借入金の年末残高証明書

⑧ 個人番号カード(無い方は)

通知カードなど個人番号を確認できるものと本人確認書類(免許証、保険証など)をお持ちください。

## 注意事項

- 青色申告の方、営業等事業所得のある方は、村上税務署が申告を指導します。
- 前回 e-Tax や国税庁ホームページ、役場などで申告書の作成を行った方には、確定申告書に替えてお知らせハガキが税務署から送付されますので、その内容に従って申告してください。

## お願い

皆さんの確定申告がスムーズに行われ、待ち時間が短縮されますよう、特に次のことについてご理解とご協力をお願いいたします。

● 給与(または公的年金)の源泉徴収票は、必ず申告会場へお持ちください。申告書への添付が必須です。

▽紛失の場合は給与や年金の支払者から再交付を受けてください。

※公的年金のことは：

年金事務所お客様相談室

(☎0254-23-21

28)へ。本人が基礎年金

番号を申し出てください。

● 税務署から確定申告書、お知らせハガキが届いた方は、必ず申告会場へお持ちください。

▽必要な情報が、申告書へ事前印刷されています。

▽申告書と一緒に収支内訳書などが入っている場合がありますので、必ず開封して中身を確認してください。

● 農業収支内訳書は必ず記入してきてください。

● 書類は整理してきてください。

▽特に、医療費控除を受ける

ときの受診者ごとの仕分け、

計算は時間がかかりますので、

事前にお願いします。

● 関係書類は原本提出(提示)

が必須です。控えが必要な

方は、事前にコピーして保

管ください。

● 住民税の申告をお忘れなく!

所得税の確定申告の必要が

ない方でも住民税(個人村県

民税)の申告は必要です。仮

に、収入がない方でもその旨

の申告がないと所得が分から

ないため、公共料金等に不利

になる場合がありますのでご

注意ください。

## 問い合わせ先

税務会計課税務班

☎64-1451